

# 令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立住田高等学校

校長名 伊藤 治子

## 1 活動のねらい

- (1) 生徒に関しては、「高校生活におけるライフ・バランス（部活動・学習活動・その他日常生活間のバランス）」の実現を図るとともに、技術や競技力の向上だけに偏ることなく、個性の伸長と生涯教育の一環としての活動実践とする。
- (2) 教員に関しては、「ワーク・ライフ・バランス」の実現を図るとともに、生徒の人権に十分配慮した、無理のない部活動指導を行なう。

## 2 休養日・活動時間について

- (1) 休養日について
  - ア 週1日以上休養日の実施を徹底する。
  - イ 年間平均で週当たり2日以上休養日の設定に努める。
  - ウ 休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- (2) 活動時間について
  - ア 平常日については、15時50分～18時30分とする。
  - イ 学校休業日については、9時～16時までのうち4時間以内とする。
  - ウ 長期休業中は上記イに準じた扱いとする。
  - エ 期末考査1週間前からの考査期間中、学校閉庁期間及び学検期間は活動停止とする。
  - オ 考査最終日から1週間以内に大会がある場合及び特別な事情がある場合は、部顧問が「部活動延長願」を提出し、許可を得た上で活動時間を延長することができる。この場合の延長時間は、1時間～1時間30分を目処とする。
  - カ 学校の休業日に大会参加等で活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間で調整する。

## 3 活動のきまり

- (1) 指導・運営に係る体制の構築
  - ア 校長は、適切な校務分掌配置を行う。
  - イ 部顧問は、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。
  - ウ 部顧問は、上記月間活動計画を生徒・保護者に公表する。
  - エ 各部においては、部顧問間による適切なワークシェアリングの実施等により、負担の軽減に努める。
  - オ 校長は、勤務時間管理等により、過重負担が認められる部顧問並びに生徒に過重負担が認められる部の部顧問との面談を実施し、是正に係る適切な指導を行なう。
  - カ 校長は、教員及び生徒に対して、計画的な心肺蘇生法・AED使用に係る研修を義務付け、危機管理体制を整える。
- (2) 適切な指導の実施
  - ア 発達の個人差や成長期の状況等、生徒に関する正しい知識を得た上で、競技種目等の特性等を踏まえたスポーツ医・科学の見地を取り入れたトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行なう。
  - イ 事故等の未然防止のため、部室を含む施設・設備の適切な安全点検及び管理を行なう。
  - ウ 部活動に関係するいじめ等の問題行動については、未然防止、適切な初期対応の観点から、本校のいじめ防止基本方針等に則った取組を行なう。
  - エ 部顧問等部活動指導者による体罰や暴言等不適切な指導を根絶する。

## 4 その他

- ア 学校外のスポーツ活動や文化的活動等に取り組む生徒に配慮した取組を推進する。
- イ 本方針を含めた本校の部活動の活動方針等について、学校と保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定し、本校の部活動に係る共通理解を深める。

適用期間（令和7年4月1日～令和8年3月31日）